

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和8年4月16日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱について

処分理由

令和8年4月1日付で、芦屋市青少年愛護センター運営連絡会委員の人事異動に伴い、後任の委員を委嘱する必要が生じ、急施を要したため専決処分したものの。



専決第3号

芦屋市青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱について

芦屋市青少年愛護センター運営連絡会委員の人事異動に伴い、後任の委員を委嘱する必要があるため、芦屋市教育委員会委任規則第5条により、専決処分する。

令和8年4月1日

芦屋市教育長 野村 大祐

1 委嘱する委員

別添、委員名簿のとおり

2 任 期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 根拠法令

芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会設置規則（平成23年2月7日教育委員会規則第2号）第1条から第4条まで



芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員名簿

令和8年4月1日（順不同）

新							旧						
任期	令和8年4月1日～令和9年3月31日（任期1年）						任期	令和7年4月1日～令和7年3月31日（任期2年）					
区分	ふりがな 氏名	性別	満年齢	出身団体等の 名称及び役職	通算	構成員の	備考	区分	ふりがな 氏名	性別	満年齢	出身団体等の 名称及び役職	
			(※1)		在任期間	変更					(※1)		
関係団体	まつえ やすお 松枝 泰生	男		芦屋市保護司会会長	5年	無		関係団体	まつえ やすお 松枝 泰生	男		芦屋市保護司会会長	
関係団体	おにづか のりこ 鬼塚 紀子	女		芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員	1年	無		関係団体	おにづか のりこ 鬼塚 紀子	女		芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員	
県職員	おおなげ ともよし 大竹 智義	男		芦屋警察署生活安全課長	0年	無		県職員	おおなげ ともよし 大竹 智義	男		芦屋警察署生活安全課長	
市職員	とりごえ まさや 鳥越 雅也	男		芦屋市子ども福祉部参事 （子ども家庭担当部長）	0年	有	人事異動のため	市職員	ちげま なみ 茶嶋 奈美	女		芦屋市子ども福祉部参事 （子ども家庭担当部長）	
市職員	しおやま りな 塩山 利枝	女		芦屋市教育委員会教育部参事 （学校教育担当部長）	1年	無		市職員	しおやま りな 塩山 利枝	女		芦屋市教育委員会教育部参事 （学校教育担当部長）	
市職員	ほしかわ あけみ 星川 明美	女		芦屋市立幼稚園代表園長	2年	無		市職員	ほしかわ あけみ 星川 明美	女		芦屋市立宮川幼稚園園長	
市職員	きのした しんご 木下 新吾	男		芦屋市立小学校代表校長	1年	無		市職員	きのした しんご 木下 新吾	男		芦屋市立精道小学校校長	
市職員	にしぼた あつし 西端 充志	男		芦屋市立中学校代表校長	2年	無		市職員	にしぼた あつし 西端 充志	男		芦屋市立潮見中学校校長	
市職員	かなおか ゆき 金岡 幸	女		芦屋市子ども福祉部子ども家庭室主幹 （西蔵子ども園園長）	1年	無		市職員	かなおか ゆき 金岡 幸	女		芦屋市子ども福祉部子ども家庭室主幹 （西蔵子ども園園長）	
関係団体	いりえ のりあ 入江 祝栄	女		芦屋市青少年育成愛護委員会会長	8年	無		関係団体	いりえ のりあ 入江 祝栄	女		芦屋市青少年育成愛護委員会会長	
学識経験者	まつだ よしあ 松田 美枝	女		京都文教大学教授	1年	無		学識経験者	まつだ よしあ 松田 美枝	女		京都文教大学教授	
学識経験者	いとう こうき 伊藤 康貴	男		大手前大学准教授	1年	無		関係団体	いとう こうき 伊藤 康貴	男		大手前大学准教授	

※1 就任時点での満年齢になります。



○芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会設置規則

平成23年2月7日

教育委員会規則第2号

芦屋市立青少年愛護センターの設置および管理に関する条例施行規則（昭和49年芦屋市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 芦屋市立青少年愛護センターの運営を効果的に行うため、芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 運営連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 青少年愛護センターの事業に関すること。
- (2) 青少年問題の解決に係る支援に関すること。
- (3) 関係機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の育成愛護及び非行防止に関すること。

（組織）

第3条 運営連絡会は、委員12人以内で組織する。

2 運営連絡会の委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 芦屋市保護司会及び芦屋市民生児童委員協議会の代表
- (2) 芦屋警察署生活安全課長
- (3) 芦屋市こども福祉部参事（こども家庭担当部長）
- (4) 芦屋市教育委員会教育部参事（学校教育担当部長）
- (5) 芦屋市立の幼稚園、小学校及び中学校の園長及び校長の代表
- (6) 芦屋市立の保育所及び認定こども園の保育指導を担当する者
- (7) 芦屋市青少年育成愛護委員会の代表
- (8) その他関係機関の職員又は学識経験者

（平27教委規則8・令5教委規則20・令5教委規則24・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営連絡会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長の指名により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営連絡会は、教育長が招集する。

2 運営連絡会において、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

3 運営連絡会において、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(処務)

第7条 この運営連絡会の処務は、青少年の育成愛護及び非行防止を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日教委規則第20号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月1日教委規則第24号)

この規則は、令和5年8月1日から施行する。